



空き家を貸したい方・
売りたい方

「空き家バンク」を活用してみませんか

立科町空き家情報登録制度

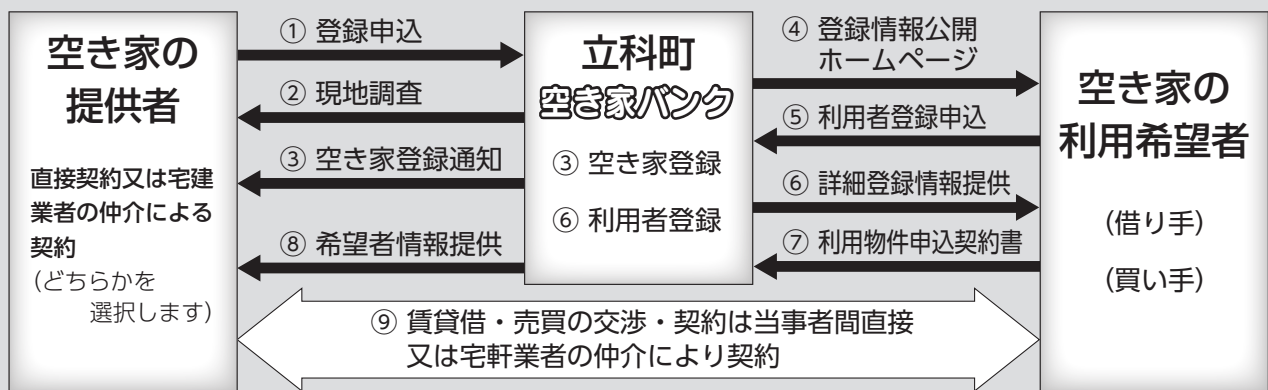
町内の空き家を活用して、定住の促進と地域の活性化を目的に、立科町空き家情報登録制度を実施しています。

この制度は、賃貸又は売却を希望する物件情報を、所有者から受け、町の空き家バンクへ登録しホームページ等に掲載して、空き家の情報を提供していく制度です。利用希望者との交渉や契約は、町と協定を結んだ専門業者に仲介を依頼するか、当事者間で行う事とし、町による仲介業務は行いません。

空き家の賃貸又は売却を希望される所有者の方がいらっしゃいましたら、町づくり推進係までご連絡ください。

【空き家バンクの登録から契約まで】

- ① 賃貸、売却物件の登録申込書（所有者）
- ② 現地調査（所有者・立科町職員・仲介業者）
- ③ 空き家バンク登録
- ④ 空き家情報の公開（町ホームページなど）
- ⑤ 利用登録申込（利用希望者）
- ⑥ 利用登録者に登録物件情報の提供
- ⑦ 利用物件申込（賃貸・売買希望者）
- ⑧ 利用物件申込者情報を所有者へ提供
- ⑨ 仲介業者又は、当事者により契約の交渉・締結



立科町選挙管理委員会構成決まる

庶務係

選挙管理委員の任期満了に伴い、3月定例議会において新しい選挙管理委員の皆さんが選出されました。

過日、改選後初めての委員会が開催され、次のとおり構成が決まりました。

なお、任期は平成24年4月23日～平成28年4月22日となります。

委員長	中島民夫（茂田井）
委員長職務代理	岩下一平（古町）
委員	今井喜秋（蟹窪）
委員	市川清孝（藤沢）

児童手当等受給者のみなさん「現況届」の提出をお忘れなく

福祉係

児童手当等を受給されている方は、毎年6月中旬に「現況届」を提出することになっています。この届は6月1日現在の養育状況を記載していただき、児童手当等を引き続き受ける資格があるかどうかを確認するためのものであり、提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。町では、受給者（前年度受給者）あてに関係書類を送付しますので、内容をご確認のうえ、必ずご提出ください。

現況届提出の際には次の書類の添付が必要です

- 受給者がサラリーマンなど厚生年金等加入者の場合は健康保険証の写し
（国民健康保険加入者は不要です）
- ※今年の1月1日現在で立科町に住所がなかった方は、前住所地の市区町村が発行する児童手当用の所得証明書の提出が必要となります。
- 提出先・お問い合わせ先 福祉係